

様式第 2 号

天理市暴力団排除条例に関する誓約書

令和 年 月 日

天理市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

印

住所

申請者及びその役員等（予定者を含む）が、天理市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないことを誓約します。これに反する事実の判明に伴い、選定の取消等の処分が行われた結果、申請者や関係者にいかなる損害が生じたとしても、申請者の責任においてこれに対応することを誓約します。

役員（予定者）押印欄

[illegible]

天理市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第22号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4） 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- （5） 市民等 市民及び事業者をいう。
- （6） 関係団体 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。
- （7） 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。